

平成25年7月 第157回 定例会

福井坂井地区広域市町村圏
事務組合議会 会議録

平成25年7月31日（水曜日） 午後3時15分 開会

平成25年7月31日、第157回組合議会定例会がアオッサ 8階県民ホールに招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

- 日 程 1 議席の指定について
- 日 程 2 会議録署名議員の指名
- 日 程 3 会期の決定について
- 日 程 4 副議長の選挙について
- 日 程 5 議長の辞任について
- 日 程 6 議長の選挙について
- 日 程 7 第3号議案
平成25年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計
補正予算
- 日 程 8 第4号議案
監査委員の選任について
- 日 程 9 第5号議案
監査委員の選任について
- 日 程 10 議員の派遣について

日 程 11 第1号報告
平成24年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計
繰越明許費の繰越しに関する報告について

日 程 12 一般質問

○出席議員 (19名)

1番	見谷喜代三君	2番	野嶋祐記君
3番	奥島光晴君	4番	村田耕一君
5番	後藤裕幸君	6番	笹原幸信君
7番	坪田正武君	8番	向山信博君
9番	森之嗣君	10番	山本篤君
11番	釣部勝義君	12番	伊藤聖一君
13番	山田栄君	14番	高間正信君
15番	川畑孝治君	16番	松本朗君
17番	伊藤博夫君	18番	渡邊善春君
20番	川崎直文君		

○欠席議員 (1名)

19番 上田誠君

○説明のため出席した者

管理者	坂本憲男君	副管理者	東村新一君
副管理者	橋本達也君	副管理者	松本文雄君
副管理者	北川貞二君		
事務局長	佐藤充彦君	事務局次長	清水亨君
総務課長	坪田恵吉君	清掃センター所長	塚田倫一君

○事務局出席職員

清掃センター副所長	大橋正紀	清掃センター主任	能美雅一
総務課主任	荒谷聖二	総務課副主幹	半澤宏一
総務課主査	中野大	総務課主査	長谷部伊砂雄

○事務局次長（清水亨君）

（開会ベル）

御起立願います。

一同 礼

御着席下さい。

◎議長（見谷喜代三君）

平成 25 年 7 月 第 157 回 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会は、本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、上田誠君の 1 名であります。

本日の「議事日程」は、それぞれ、お手元に配布いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

◎議長（見谷喜代三君）

それでは、日程 1 「議席の指定について」を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議会運営の都合上、議席の一部を変更したいと存じますが、これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（見谷喜代三君）

御異議なしと認めます。

それでは、その議席番号及び氏名を、事務局から朗読させます。

○事務局次長（清水亨君）

それでは、議長に代わりまして朗読いたします。

- 1 番 見谷喜代三君
- 2 番 野嶋祐記君
- 3 番 奥島光晴君
- 4 番 村田耕一君
- 5 番 後藤裕幸君
- 6 番 笹原幸信君
- 7 番 坪田正武君
- 8 番 向山信博君
- 9 番 森之嗣君
- 10 番 山本篤君
- 11 番 釣部勝義君
- 12 番 伊藤聖一君
- 13 番 山田栄君
- 14 番 高間正信君
- 15 番 川畑孝治君
- 16 番 松本朗君
- 17 番 伊藤博夫君

18番 渡邊善春君
19番 上田誠君
20番 川崎直文君
以上です。

◎議長（見谷喜代三君）

ただ今、朗読いたしましたとおり、議席を指定します。

◎議長（見谷喜代三君）

次に、日程2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番 野嶋祐記君、20番 川崎直文君の御兩名を指名します。

◎議長（見谷喜代三君）

次に日程3「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

今、定例会の会期は、「本日一日限り」としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（見谷喜代三君）

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎議長（見谷喜代三君）

現在、副議長が欠けております。

日程4「副議長の選挙について」を議題とします。

副議長の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（見谷喜代三君）

御異議なしと認めます。

よって、副議長選挙は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、如何いたしましょうか。

◆17番（伊藤博夫君）

副議長に、あわら市の笹原幸信さんを指名したいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

（賛成の声あり）

◎議長（見谷喜代三君）

ただ今、伊藤博夫君から副議長には、笹原幸信君をとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

よって、本動議のとおり笹原幸信君を副議長選挙における当選者と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（見谷喜代三君）

御異議なしと認めます。

よって、笹原幸信君が、副議長の当選人と決しました。

副議長に当選されました笹原幸信君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

ただ今、副議長に当選されました笹原幸信君から御挨拶を受けることにいたします。

◆6番（笹原幸信君）

あわらし議会の笹原でございます。ただ今は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の副議長に御推挙いただきました。誠に、ありがとうございます。議長を補佐し、市民の負託に応えるべく誠心誠意尽くす所存でございます。議員各位の皆様又理事者の皆様、御支援と御協力をよろしくお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますがお礼の御挨拶といたします。よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

（拍手）

◎議長（見谷喜代三君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時20分 休憩

午後3時22分 再開

◎副議長（笹原幸信君）

休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただ今、議長、見谷喜代三君から議長の辞職願が提出されました。

日程5「議長の辞任について」を議題とします。

まず、その辞職願を事務局に朗読させます。

○事務局次長（清水亨君）

それでは、朗読させていただきます。

辞職願

今般一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

平成25年7月31日

福井坂井広域市町村圏事務組合議会議長 見谷喜代三

福井坂井広域市町村圏事務組合議会議副議長 笹原幸信殿

以上でございます。

◎副議長（笹原幸信君）

お諮りします。

見谷喜代三君の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（笹原幸信君）

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎副議長（笹原幸信君）

ただ今、議長が欠員となりました。

日程6「議長の選挙について」を議題とします。

議長の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（笹原幸信君）

御異議なしと認めます。

よって、議長選挙は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、如何いたしましょうか。

◆17番（伊藤博夫君）

議長に、坂井市の釣部勝義さんを指名することに存じます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

（賛成の声あり）

◎副議長（笹原幸信君）

ただ今、伊藤博夫君から議長には、釣部勝義君をとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

よって、本動議のとおり釣部勝義君を議長選挙における当選者と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（笹原幸信君）

御異議なしと認めます。

よって、釣部勝義君が、議長の当選人と決しました。

議長に当選されました釣部勝義君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

ただ今、議長に当選されました釣部勝義君から御挨拶を受けることにします。

◆11番（釣部勝義君）

皆さん、こんにちは。ただ今、御紹介いただきました坂井市議会の釣部勝義と申します。

ただ今は、伝統ある福井坂井地区広域市町村圏事務組合の議会議長として御推挙をいただきまして誠に光栄に存じます。本当にありがとうございました。

当組合の事業といたしましては、ごみ処理問題、又、電算の事業そして観光振興の三本柱ではないかなと思っております。我々のエリアといたしましては、福井県の半分を有する40万人の人口を有しているわけでございます。そういう意味におきまして、我々、しっかり勉強し、又、しっかりいろいろ提案し、40万人の県民の、市民の皆さんに、より安全な地域にしなければいけないんじゃないかこのように思っております。理事者の皆さん、又、職員の皆さん、議員の皆さん、私の任期いっぱい一所懸命がんばりたいと思いますので、どうか御指導、御鞭撻をいただきまして、簡単ですが私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

（拍手）

◎副議長（笹原幸信君）

皆様、御協力ありがとうございました。

それでは、釣部議長、議長席にお着きください。

◎議長（釣部勝義君）

それでは、このたび議長を辞職されました見谷喜代三君から御挨拶を受けたいと存じます。よろしくお願ひします。

◆1番（見谷喜代三君）

今ほど、御紹介いただきました見谷でございます。一言御礼を申し上げたいと思います。

昨年の7月26日に本組合議会の議長という要職につかしていただきまして、今日まで皆様方の御協力によりまして、議会運営をつつがなくやってこられました。これも皆様方の本当に心からの御高配に感謝する次第でございます。先ほども釣部議長さんが申しましたように非常に大事な議会、組合でございます。今後とも、釣部議長を中心に、議会を、私も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ここまでの御指導に感謝を申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

◎議長（釣部勝義君）

見谷さん御苦労様でございました。

◎議長（釣部勝義君）

ここで、管理者 坂本憲男君から発言を求められていますので、許可します。

○管理者（坂本憲男君）

第157回 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され、各案件につきまして御審議いただくに当たり、所信の一端並びに主要事業の近況につきまして申し上げたいと思ひ

ます。

まず、このたび、福井市議会、あわら市議会及び坂井市議会におきまして、本組合議員の一部が交代されたところであります。

また、先程は、坂井市の釣部議長が本組合議会の議長に、又、あわら市の笹原議長が本組合議会の副議長に選出されたところでございます。

組合業務の執行に当たりましては、本組合議員各位の御理解、又、御協力を賜りながら、着実な管理、運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、圏域住民の方々の利便性の向上のため一層努力してまいりますので、変わらぬ御指導、又、御支援、御協力をお願い申し上げたいと思います。

次に、各事業の最近の取組みにつきまして、3点申し上げたいと思います。

第一に、電子計算組織の共同利用について、でございます。

3市町で共同利用しております「総合行政システム」につきましては、平成23年11月の利用開始から2年目を迎えておりますが、引き続き順調に稼働しております。今後も、システムの安定稼働と次期システムなどについて、調査、研究を行ってまいりたいと思います。

第二に、一般廃棄物の共同処理事業について、でございます。

清掃センターは、平成7年10月に稼働を開始して17年が経過し、老朽化が進んでいる状況にございます。このため、国の循環型社会形成推進交付金を利用いたしまして、平成26年度から平成28度の3ヶ年で基幹的設備改良事業の実施予定をいたしております。本年度は、この事業に伴う、計画内容の精査、工事仕様書の作成等を行う発注支援業務を実施すべく業者選定を終えたところでございます。今後は、二酸化炭素削減を踏まえ、環境に配慮した改良工事を実施していきたいというふうに考えております。

次に、最終処分場につきましては、埋立期間が平成26年3月末で満了となることから、地元の「清掃センター及び最終処分場運営連絡協議会」と平成41年3月31日までの公害防止協定を去る4月30日に締結をしたところでございます。

第3に、広域観光事業について、でございます。

今年度は、6月に福井ミラクルエレファンツと長野グランセローズとの交流戦において、圏域内のイベント告知や特産品プレゼントを行いました。今後は、11月に東京都庁で、又、12月には大阪モーターショーでの味覚宣伝を予定をしておるところでございます。

また、今年で22回目となる「越前・日本海ハイ!ウォークツアー」は、9月14、15日の両日に開催を予定しております。昨年以上に、より多くの皆様に楽しんでいただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、組合運営における所信の一端と主要事業の近況について申し上げます。

何卒、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

◎議長（釣部勝義君）

次に、日程7「第3号議案 平成25年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男君）

ただ今、上程されました「第3号議案 平成25年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」につきまして、提案理由を申し上げます。

予算の執行につきましては、厳正な執行管理を行ってまいりました。

その結果、発生いたしました前年度の剰余金及び本年度の入札差金等につきまして、補正をさせていただきます内容となっております。

また、今年度見込まれます法改正に対応するためのシステム改修に係る費用を補正させていただきます。

この結果、補正前の予算額23億9,917万3,000円から、補正予算額472万6,000円を減額し、補正後の予算額を23億9,444万7,000円にさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、十分な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○事務局長（佐藤充彦君）

「第3号議案 平成25年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の議会議案の1ページをお願いいたします。

今回、補正をお願いいたします歳入歳出予算につきましては、第1条第1項において記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ472万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,444万7,000円としております。

また、第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」の概要につきましては、下段の歳出予算から説明をさせていただきます。

第2款総務費でございますが、第2項情報処理費で、今年度に見込まれます法改正対応に伴うシステム改修に係る費用として、3,077万7,000円を増額しまして、総務費の補正後の予算額を6億789万1千円とするものでございます。

次に、第3款衛生費でございますが、第1項清掃費で、清掃センター各施設の各種業務委託料の入札差金などによります3,550万3,000円を減額しまして、衛生費の補正後の予算額を14億8,397万1,000円とするものでございます。

減額理由の主なものとしましては、焼却施設の運転管理業務や焼却炉定期点検業務などの入札差金でございます。

以上の結果、歳出合計で472万6,000円を減額しまして、補正後の予算額を23億9,444万7,000円とするものでございます。

続きまして、上段の歳入予算につきまして御説明を申し上げます。

第1款分担金及び負担金でございますが、歳出に見合う負担金の減額と平成24年度の決算に基づいた繰越金相当額を財源更正しまして、平成25年度の負担金を1億3,584万円減額し、補正後の予算額を21億1,594万円にするものでございます。

次に、第4款繰越金でございますが、平成24年度の決算剰余金1億3,111万4,000円を増額しまして、補正後の予算額を1億3,561万4,000円とするものでございます。

この結果、歳入合計で472万6,000円を減額しまして、補正後の予算額を歳出予算と同額の23億9,444万7,000円とするものでございます。

以上、「平成25年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」につきまして、御説明を申し上げます。

何卒、慎重なる御審議をいただきまして、妥当な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（釣部勝義君）

ただ今、説明のありました「第3号議案」につきまして、質疑を許可します。

◆16番（松本朗君）

補正予算の歳出の専用費の法改正対応システム改修事業について、二つの点からお尋ねします。一つは、これは法改正に対応するシステムの変更の修正、改修、なので、その原因者は国にあります。しかし、今回の予算では、繰越し財源、つまり一般財源で対応するというようになっていますが、本来、国からの補助金などで対応されるべきものではないでしょうか。これが一点です。

もう一点は、この改修費そのものについて福井坂井地区広域市町村圏計画の規定との関係でお尋ねをします。現在進行中のこの計画の中に新システム導入による業務の効率化というところで、この新しいシステムが、システムのバージョンアップや定期的な制度改正にも無償対応できるシステムを提供してもらうということが規定してあります。

そこで、今回のこのシステム改修事業というのは、計画に指摘している定期的制度改正に当ると思われるわけですが、そうであるなら無償で対応されるべきではなかったでしょうか。以上の点をお尋ねします。

○事務局長（佐藤充彦君）

一番の点については、担当に確認してから次にお答えします。計画の整合性の関係でございますが、先ほどちょっと間違っておりました。確かに、法改正がある場合の広域圏の負担金の改修費のことです。それで、法改正があっても基本的には法改正だけであれば、お金はほとんど発生いたしません。ただ、今の場合、レイアウト、つまり持っているデータでございます。個人のデータ、例えば、氏名とか性別、生年月日、税情報いろんな情報、業務によって情報を持っていますから、それぞれのマスターとかなんとかという呼び方があるんですが、その処理するためのレイアウト、マスター、税とか住民記録とかそれぞれのレイアウトの項目が増えるとお金がかかるということで、今回はそのために個人のマスターのレイアウトの項目が増える、項目が増えないと処理ができないということで、そういう場合はお金がかかる。

ただ、そういうレイアウトもデータを持っているそこが増えなければ、大きい制度改正でもお金がかからないということでございます。それが、一点でございます。

最初の一点目は、ちょっとお待ちください。

失礼しました。今の国の補助金関係でございますが、これも出るのと出ないのがあります。子ども手当の改修については、出ます。ただ、これは広域圏に入るんじゃなくて、電算を利用して3団体に入るということで、制度改正で電算システムを改修しても3団体にはあがってくるけど、うちにはあがってこないということになります。直接の補助金とか、交付税算定とかいろいろあるみたいですが。規定については、私の方では分かりませんが、ないものもあるけどあるものもある。あれについては、二通りがあるということでございます。以上です。

◆16番（松本朗君）

国との関係ですが、それがまずそもそも全額なのかどうかとか、どういう形態でまわってくるのかということについては、是非確認をされておくべきだと思います。

もう一つは、延滞利率の変更に伴うものは、国は責任を持たなくていいのかということがあるわけで、それも併せて本当はないのなら是非管理者としてですね、国にそういうことについて要求をされるべきではないでしょうか。ここだけではなくて、構成市町は全て同じように国

保税や市民税などありますからそういうものについてどのようになっているか、国の助成がないのなら、対応がないのならきっちと対応されるべきだと思います。

もう一つですが、先ほどの事務局長の説明の仕方が少しあいまいな、答弁そのものが。解釈が難しんですけれども、お金がかかるっていう発言をされました。そもそもこの計画でいつている無償対応できるというのは、システムの改修をすることそのものはお金がかかるって、ふつつう思うんですよ。お金がかかるけども、この契約上、無償で対応するんだという、そういう意味でこの計画には書いてあるのではないんですか。おっしゃるように、お金がかかるのは分かりますよ、システムを改修するんだから、だけど計画で言っているのはお金がかかるけれども無償で対応しますよということを行っているのではないんですか。違うんですか。

○総務課長（坪田恵吉君）

総務課長の坪田です。今の松本議員さんの御質問ですけれども、一応、基本的にはシステム関係は修正するとお金はかかるというのが前提にはなると存じます。その中でもシステムの内容によって、簡単な一部パラメータ的なシステム改修、そういった簡易に改修できるものについては、無償でやっていただくということでそういうふうな記載になっているわけでございます。だから、システム変更が全て無料でやっていただけるとか、そういったものではなくて計画の中ではそういうふうな書き方になっていきますけれども、一応できるだけ無償でしていただけるようなものをこちらの方では探していきたいという考えでございます。

◆16番（松本朗君）

この計画の記述が定期的な制度改正に無償で対応できるシステムを導入するんだというふうに書いてあるんだけど、その具体的な内容について、この段階で計画の段階では分りにくいんですね。だから、私も断定できないけど、総務課長の説明では必ずしも十分な回答とは私は思わない。具体的に、今回のケースは具体的なケースですからね。今回のケースでは、契約上、どういうところに該当するのか、しないのかとかね、交渉のうえで、該当しないことが明確になったとかそういうことが本来議会で質問されたときに答えられなければならないんじゃないかと思うんですよ。そのあたりが、ちょっと、非常にこれ以上の答弁があまり期待できないところがあるんですけど、そういう問題点があるように思います。

本来ならば、多くのこの議員の皆さんがですよ、この問題について、もうちょっと明確な決着、私はより精査して、判断を議会はするべきではないのかというふうに思っているんですけどもね。そういう意味では、議決を保留するということが議会の態度として重要だというふうに私は思います。

それで、もう一步つっこんだ答弁があるんなら言っていただきたい。

◎議長（釣部勝義君）

はい、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（釣部勝義君）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。「第3号議案」につきましては、討論の通告がございませんので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◆16番（松本朗君）

議長、こんなやりとりの中で初めて分かることについて、前日に討論をだせというのは不可能ですよ。ですから討論を求めます。

◎議長（釣部勝義君）

マイクを使って。

◆16番（松本朗君）

討論の通告がないから直ちに採決という議長の進行でありましたが、今ほどのやり取りのうえで討論の必要性が、今、生じました。ですから昨日の段階で討論を用意することはできません。したがって、今、討論を求めます。

◎議長（釣部勝義君）

討論は通告がないとできませんので、ひとつ通告に従ってお願いをしたいと思いますので。

◆16番（松本朗君）

そういう議会で、いいんか。

◆16番（松本朗君）

議会が対応をきちっと柔軟にするべきです。

◎議長（釣部勝義君）

きっちと規約どおりにいきたいと思います。

◆16番（松本朗君）

規約にはありません。

◎議長（釣部勝義君）

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この採決は、挙手によって採決します。

「第3号議案」につきましては、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎議長（釣部勝義君）

挙手多数であります。
よって、そのように決しました。

◎議長（釣部勝義君）

次に、日程8「第4号議案 監査委員の選任について」を議題といたします。
提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男君）

ただ今、上程されました「第4号議案 監査委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

本組合の監査委員のうち、識見を有する監査委員は、現在欠員となっております。

監査委員は、本組合規約第9条第2項の規定により、関係市町の識見を有する監査委員の中から1名を議会の同意を得て、選任することになっております。

したがいまして、識見を有する監査委員として、この度、滝波秀樹氏を選任することに、御同意を賜りますようお願いをするものでございます。

滝波秀樹氏におかれましては、平成25年6月、福井市の監査委員に御就任され、人格、識見ともに、監査委員として誠に適任と存じます。

したがいまして、何卒御同意を賜りますようによろしくお願いをいたします。

◎議長（釣部勝義君）

ただ今、説明のありました「第4号議案」につきまして、質疑を許可します。

（「なし」の声あり）

◎議長（釣部勝義君）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。「第4号議案」については、討論の通告がございませんので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（釣部勝義君）

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この採決は、挙手によって採決いたします。

「第4号議案」につきましては、滝波秀樹君を選任することに同意を求められております。これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎議長（釣部勝義君）

挙手全員であります。

よって、「第4号議案 監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

それでは、ただ今、監査委員の選任に同意を得られました滝波秀樹君から御挨拶を受けることにします。

◆滝波秀樹君

一言、御礼の御挨拶を申し上げます。

ただ今は、監査委員選任に御同意をいただきまして心から厚く御礼を申し上げます。

現在の厳しい経済情勢の中で住民の負託にこたえてまいりますためには、やはり、行政の活動の効率性、効果性、経済性といったことも一層高めていかなければならないと存じております。

監査というものは、これらのものを検証する役割を持つというふうに認識をしております。また、住民からの監査委員に対する期待も益々大きくなっているものと考えているところでございます。もとより私、微力ではございますけれども今まで培いました知識、経験を基に監査業務に精一杯努力してまいり所存でございますので、皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げます、簡単ではございますけれども御礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

◎議長（釣部勝義君）

次に、日程9「第5号議案 監査委員の選任について」を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男君）

ただ今、上程されました「第5号議案 監査委員の選任について」を御説明申し上げます。

本組合の監査委員のうち、議会選出の監査委員は、現在欠員となっております。

監査委員は、本組合規約第9条第2項の規定により、組合議員の中から1名を議会の同意を得て、選任することになっております。

伊藤博夫氏は、平成14年2月に永平寺町議会議員として初当選され、現在3期目で、各種委員会の委員長を歴任され、平成24年7月には、同町の議長に就任されるなど、重責に就かれております。

つきましては、人格、識見ともに監査委員として誠に適任でありまして、伊藤博夫氏を議会選出監査委員に選任をいたしたいと存じますので、御同意を賜りますようによろしくお願いをいたします。

◎議長（釣部勝義君）

ただ今、説明のありました「第5号議案」について、質疑を許可します。

（「なし」の声あり）

◎議長（釣部勝義君）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。「第5号議案」については、討論の通告がございませんので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（釣部勝義君）

異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

この採決は、挙手によって採決いたします。

「第5号議案」については、伊藤博夫君を選任することに同意を求められております。

これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎議長（釣部勝義君）

挙手全員であります。

よって、「第5号議案 監査委員の選任について」は、原案どおり同意することに決しました。

それでは、ただ今、監査委員の選任に同意を得られました伊藤博夫君から御挨拶を受けることにします。

◆17番（伊藤博夫君）

一言、お礼の言葉を述べさせていただきます。今ほどは、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の監査委員を御承認いただきまして、本当にありがとうございます。

現在、地方公共団体の取り巻く環境は厳しいものがございまして、その中であって永平寺町、福井市さらにはあわら市そして坂井市、その4市町のごみ焼却ですか、いろいろな電算業務がありますけれども、その監査役として今ほど任命されていたわけでございますけれども、圏域住民の目線で十分に監査をして参りたいと存じますので、皆様方の御協力、御支援を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。甚だ簡単ではございますけれども今後ともよろしく御支援賜りますようお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

（拍手）

◎議長（釣部勝義君）

次に、日程10「議員の派遣について」を議題とします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第168条の規定に基づき、議員の派遣について議決を行うものであります。

お手元に配付してありますとおり、議員を派遣することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（釣部勝義君）

異議なしと認めます。

よって、「議員の派遣について」については、原案どおり決しました。

ただ今、議決いたしました議員の派遣について、派遣に係る期間、場所等に変更の申し出があった場合の取り扱いにきましては、議長に御一任いただきたく存じます。

◎議長（釣部勝義君）

次に、日程 11「第 1 号報告 平成 24 年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費の繰越しに関する報告について」、提出者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男君）

「第 1 号報告 平成 24 年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費の繰越しに関する報告について」を御説明申し上げます。

先の平成 25 年 3 月組合議会定例会におきまして、明許繰越しの議決をいただきました第 2 款総務費、第 2 項情報処理費の個人住民税システム改修事業でございますが、翌年度に繰り越して使用することにつきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、報告をさせていただくものでございます。よろしく願いをいたします。

◎議長（釣部勝義君）

ただ今、説明のありました「第 1 号報告」について、質疑を許可します。

（「なし」の声あり）

◎議長（釣部勝義君）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

なお、第 1 号報告については、関係法の規定により議会に提出、報告するだけでよいことになっておりますので、御了承をお願いいたします。

◎議長（釣部勝義君）

次に、日程 12「一般質問」を許可します。

議長の手元に発言の通告が参っておりますので、指名します。

質問は、同一議員につき答弁を含めて 20 分以内とし、すべて自席で行うことになっております。

なお、質問は重複を避け、簡明に、又、理事者は質問の趣旨に沿い、簡潔かつ的確に答弁されますようお願いいたします。

15 番 川畑孝治君

◆15 番（川畑孝治君）

15 番、坂井市議会の川畑です。今回、私は清掃センター基幹的設備改良整備事業（長寿化計画）について、質問をします。当組合清掃センターの焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設は、平成 7 年から稼働し、17 年が経過し、平成 26 年から 3 年間の長寿寿命化工事計画について、3 月議会について説明を受けました。工事概要は、現施設の焼却施

設や粗大ごみ処理施設建築修繕工事、その他設備更新工事と新たに CO₂削減率 20%以上を目指した工事でありました。基幹改良に関する工事は、長寿命化に向けて必要な工事であり、計画的に進める必要があると思います。

また、今回予定されている CO₂削減率 20%以上の対策を行うことは、清掃センターの熱エネルギーの有効活用が期待でき評価したいと思います。そこで、CO₂削減率 20%以上に取り組み対象事業の 1/2 を国の交付金を受けるとのことでありましたが、当清掃センターにおいては、多くのバイオマスを焼却しており、バイオマス発電に対する補助メニューが使えないか検討してはいかがでしょうか。

また、計画をしている小型蒸気発電設備に関しましては、今回触れませんが、未利用熱源を活用する小型マイナリー発電装置を紹介し、提案したいと思います。毎年、5月に東京ビッグサイトにおいて環境展が開催されており、そこに出展されていたものがありますがこの小型マイナリー発電装置とは、通常の発電装置は水を沸騰させその蒸気圧で発電を行いますが、これは水の代わりに沸騰点 15°C の媒体を使い、これまで未利用であった 100°C 未満の排温水及び 150°C 以上の排ガスを利用して発電することが可能とのことであります。当施設においては、余熱館からの戻りの温水や焼却炉の排ガスなど熱資源の活用を考えてはどうでしょうか。

また、この発電施設は、幅 3.3m、奥行き 1.6m にユニット化されており、現在予定されている設備の改良計画において熱源や冷却用の配管等を設計時に組み込めば小型マイナリー発電装置の設置は、比較的容易なことではないでしょうか。以上、前向きな答弁を期待いたしまして、私の一般質問といたします。

○事務局長（佐藤充彦君）

それでは、川畑議員の御質問にお答えします。

まず、CO₂削減率 20%以上に取り組み、対象事業の 1/2 の交付金を受けるとのことだが、バイオマス発電に対する補助メニューの検討をしてはとの御質問ですが、現在、清掃センターでは、ごみを焼却した熱により高温の水蒸気を発生させて、当センターでの空調、給湯やロードヒーティングなどに利用するとともに、余熱館へも熱供給をしております。清掃センターでは、平成 26 年度から 3 か年で基幹改良工事を予定しております。この中においても、余剰水蒸気を利用して発電することで、CO₂ を 20% 以上削減し、国の循環型社会形成推進交付金の対象とする考えでございます。

議員御指摘のバイオマス発電の補助の件ですが、紙類、木材類、台所から出る生ごみなどのちゅうかい類などの動植物から生まれたバイオマス分が 60% 以上含まれているということが要件になってございます。

ただ、当センターでのごみ質の分析では、そのバイオマスの割合が 50% 以下となっているため、この補助金を受けるのは難しいのが現状でございます。

次に、低沸点の媒体を使い 100°C 以下の温水でも発電可能なバイナリー発電の設置を検討しては、との御質問にお答えをいたします。

まずは、バイナリー発電は、地熱発電などに多くに利用されておまして、100°C 前後、それより低い温度でも、熱源からでも発電ができるため、従来の蒸気タービンでは利用できない熱源を使えることが特徴と認識をしております。

また、この小規模なパッケージ装置は、昨年から日本でも発売されておりますが、日本で採用された実績が少ないのが現状でございます。システム本体は、今おっしゃるようにコンパクトでございますが、このシステムを稼働させるためには他の装置が必要と

なることや保守点検の費用もかかることから、将来的な研究課題とさせていただきます。以上でございます。

◆15番（川畑孝治君）

バイオマスが60%以上ないということですが、いろいろこういった新エネルギーに関する補助金とかそういうような部分は、いろんなメニューがもっております。私もちょっとインターネットで調べたところ、恐らく、経済産業省の外郭団体でありましょうが、一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会こういったところにおいては、件名においては平成25年度再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業こういったメニューなんかも当施設においては可能ではないかと思っておりますので、そういったいろんなメニューを積極的に探していただいて、少しでも当組合の負担の軽減化に努め、設備の更新をお願いできたらと思っております。

また、今ほどのバイナリー発電であります、私も正直いって、非常に東京のビッグサイトにおいては担当者から話を聞いたかったわけですが、非常に関心を持たれる方が多くて直接話を聞くことができませんでした。

ただ、今ほどメンテナンスのことを言われておりましたが、この真ん中の一番消耗等が考えられるローターの部分ですね、発電の回る部分、これは非接触オイルレス磁気ベアリング採用、つまり、リニアモーターカーの様に磁力で浮かせて、つまり空中に浮いたままで接触する部分がなく高速で回転させる、26,500回転の高速回転において発電を行う、こういった部分では非常に我々も目からうろこでありまして、そういった新しい技術が出ておりますし、まして、国内でも事例が少ないようであれば、もう少し調査、研究をされて、よそではやっていないこういったことをすることによって他の地域からの視察を受け入れることができるかと思っております。そういったことで、施設を絡めてこの一件を知っていただき、又、当域内においてはあわら温泉等の宿泊施設もありますので、そういったところへも人に来てもらうためにも、そういった部分を大いに検討する価値はあるのではないかと思いますので、今後の調査並びに検討を期待いたしまして、私の一般質問とします。終わります。

◎議長（釣部勝義君）

以上をもちまして、通告による発言は終了いたしました。

よって、一般質問を閉じます。

◎議長（釣部勝義君）

以上で、本日の議事日程は、全部終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年7月第157回 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

○事務局次長（清水亨君）

（閉会ベル）

御起立ください。

一同 礼

午後4時16分閉会